（略）		
沖縄県那覇市	公衆無線LANアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）	
（略）		
滝野すずらん丘陵公園	（略）	
	北海道電力株式会社	電柱
（略）		
国営木曽三川公園	（略）	
	愛知県一宮市	水道管及び消火栓
	公衆無線LANアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）	
（略）		

（略）		
（略）		
滝野すずらん丘陵公園	（略）	
	北海道電力株式会社	電柱
	北海道	防災行政用無線基地局
（略）		
国営木曽三川公園	（略）	
	愛知県一宮市	水道管及び消火栓
（略）		

○国土交通省告示第六百六十二号

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十七条の規定に基づき、指定空港機能施設事業者たる法人の分割を認可したので、国管理空港等において空港機能施設事業を行うものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する告示（平成二十一年国土交通省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一　航空旅客の取扱施設		
空港の名称	氏名又は名称	住所
（略）	（略）	（略）
新千歳空港	新千歳空港ターミナルビルディング株式会社	北海道千歳市美々９８７番地２２
（略）	（略）	（略）

改正前

一　航空旅客の取扱施設		
空港の名称	氏名又は名称	住所
（略）	（略）	（略）
新千歳空港	北海道空港株式会社	北海道千歳市美々９８７番地２２
（略）	（略）	（略）